平成２２年（フ）第７号
水戸市平須町1827番地の55　市営六番池住宅４棟３－１号
債務者　上田　ゆり
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８号
茨城県常陸大宮市上岩瀬589番地の７
債務者　野口　勝彦
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５５５号
埼玉県羽生市南５丁目11番地７　メゾンドジュネス103
債務者　進藤　　等
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２５号
埼玉県熊谷市中央４丁目６番18号
債務者　加藤アキ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５４号
石川県鳳珠郡穴水町字旭ケ丘いの35番地
債務者　河端　　学
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第３５７５号
名古屋市港区正保町６丁目13番地　宝正保ハイツ606号
債務者　川田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４号
愛知県一宮市森本１丁目14番27号　ハイツ森本Ａ棟102号
債務者　野田　寿貴
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９７７号
京都市西京区川島六ノ坪町63番地４　バンブーシュート洛西口402
債務者　山﨑　里美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４４号
京都市右京区山ノ内苗町29－１　愛媛荘10号、住民票上の住所京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地　58棟104号
債務者　田中　正仁
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４５号
京都市山科区上花山旭山町12番地48
債務者　蔦原　奈緒
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１８号
京都市中京区西ノ京南上合町82番地41
債務者　吉田久見子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４４号
京都市北区紫竹上高才町30番地　高才荘１Ｆ５号
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３６号
京都府宇治市小倉町天王36番地の28
債務者　小山真由美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６０号
京都府八幡市八幡五反田32番地の38
債務者　山村　吏栄
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８８号
京都府宇治市小倉町堀池35番地の31
債務者　長宗　江美（旧姓岩浪）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８３８号
兵庫県加古川市尾上町口里40番地の25
債務者　垥　　義寛
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８６号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目487番地35
債務者　今津　康彦
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１６号
兵庫県姫路市夢前町前之庄871番地28
債務者　前田　智枝
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部